緊急消防援助隊情報

令和4年度緊急消防援助隊地域ブロック 合同訓練の実施について

広域応援室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設され、27年間で計43の災害に出動し、国民の期待に応えるべく活動してきたところです。

消防庁では、緊急消防援助隊の消火・救急・救助技術や指揮支援・連携活動能力等の向上や緊急消防援助隊の受け入れ、指揮を行う受援力のレベルアップを図るため、平成8年度から全国を6ブロックに分け、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施しています。

訓練の実施に際しては、各ブロックで地震や土砂風水 害等に起因する大規模な災害を想定して図上訓練や実践 的な訓練を実施し、緊急消防援助隊に関する要綱や、各 都道府県・消防本部の受援計画に基づく緊急消防援助隊 の出動要請、部隊参集、部隊配置、受援体制等について 検証するとともに、緊急消防援助隊及び各関係機関との 連携強化を図る訓練を実施します。

2. ブロック訓練の実効性を向上させる取組み

ブロック訓練をより効果的、効率的に準備し実効性を 向上させる取組みとして、各ブロックと消防庁の役割分 担を再整理するとともに、各ブロックがより主体的に訓 練準備を進められるよう、訓練検討員を充実させ、図上 訓練と実動訓練で担当を分けて各ブロック2名の訓練検 討員の体制とし、重点推進事項・留意事項を踏まえた訓 練の企画・運営の助言等、具体的な調整を行っていただ くこととしました。

さらに、消防庁や訓練検討員によるアドバイザリーボードにおいて、ブロック訓練の実施結果報告書等に示された奏功事例や課題、提案事項をもとに評価・分析を行い、次年度の重点推進事項・留意事項を提示するほか、訓練企画・運営に関する奏功事例を全国にフィードバックし、緊急消防援助隊・システムの改善を図ります。また、過去のブロック訓練の実施計画やシナリオ等を支援情報共有ツール(SJK)で共有できるようにしました。

今後は災害状況や社会のニーズ、訓練の実施状況を踏まえ、どの分野、何の能力の練度を向上させるべきか検討し、特に行うべき訓練を提示するとともにその実施を推進していく予定です。

3. ブロック訓練の重点推進事項及び留意事項

今年度より、訓練において特に行うべき内容を重点化し、従前重点推進事項に記載していた内容や訓練実施上お知らせしたい内容については、訓練実施上の留意事項として新たに作成するなど、その内容を整理し、実災害及び過去のブロック訓練等から得た教訓を踏まえ「令和4年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び訓練準備の見直しについて」(令和4年6月23日付け消防広第209号)を通知しています。主な内容は以下のとおりです。

(1) 重点推進事項

- ・発災初期からの災害現場の情報収集や、活動状況の把握 のため、情報収集活動用ドローンや映像伝送装置を活 用し、消防応援活動調整本部や指揮本部等と映像等の 情報を共有、指揮本部等はそれらの情報を指揮に活用 するなど、より情報の連携を意識した訓練を実施する。
- ・大規模災害時の活動を円滑、効果的に行うため、自衛隊、 警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との情報共 有、活動調整を行う。
- ・都道府県災害対策本部には、関係機関に航空運用調整 の知見がある者の参加を求め、航空運用調整班を設け て任務の割り振りや役割分担の調整及び航空指揮本部 と連絡調整する訓練を実施する。

(2) 留意事項

- ・被災地都道府県において、統括指揮支援隊が到着するまでの 初動期の指揮能力の向上について重点的に訓練を実施する。
- ・被災地消防本部において、必要な被害程度等を把握・ 推定し、都道府県内応援や緊急消防援助隊の要請を迅 速かつ的確に行うため、応援等要請の基準や意思決定 プロセスが有効に機能するか検証する訓練を行う。
- ・各航空隊はヘリコプター動態管理システムに運航計画 を入力し、活用場面集を参考に積極的に活用する。
- ・緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールについて、活用チェックリストを参考に、動態の設定や通行不能道路の入力、活動状況の掲示など、活用すべき場面をあらかじめ想定して積極的に活用する。
- ・ 資機材の整備や宿営地の設営等について検討できるよう航空後方支援隊の運用に関する訓練を計画する。

4. 実施日及び実施場所(令和4年7月1日現在)

ブロック	実施日	主な実施場所
北海道東北	10月7日(金)~8日(土)	青森県青森市
関東	11月29日(火)~30日(水)	埼玉県さいたま市
中部	9月1日(木)	愛知県豊橋市
近 畿	10月15日 (土) ~16日 (日)	滋賀県長浜市
中国・四国	10月29日 (土) ~30日 (日)	徳島県阿南市
九州	11月26日 (土) ~ 27日 (日)	沖縄県与那原町

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により変更になる可能性があります。 ※中部ブロック(愛知県)は図上訓練のみ実施します。



5. 主な訓練内容(予定)

(1)消防応援活動調整本部等設置運営訓練

受援都道府県は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、災害対策本部及び消防応援活動調整本部を設置して、被害状況と消防力を比較し緊急消防援助隊の応援を要請、動態情報システム又は支援情報共有ツール等を活用した情報共有や航空運用調整班における任務の割り振り又は調整を、ブラインド型(訓練内容を事前に訓練参加者に知らせない)により実施します。

また、被災地消防本部には指揮本部及び指揮支援本部を設置して、被害状況の把握や、都道府県への被害状況の報告等を行います。



令和3年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 消防応援活動調整本部設置運営訓練(兵庫県庁)

(2) 参集訓練及び受援対応訓練

指揮支援部隊は、ヘリコプターにより受援都道府県庁 又は被災地消防本部へ参集する訓練を実施します。その ため、受援側では、指揮支援部隊をヘリコプターの着陸 場所から受援都道府県庁又は被災地消防本部まで輸送す る等の受援対応訓練を行います。

統合機動部隊及び都道府県大隊は、都道府県が定める 応援計画等に基づき、被災地へ迅速に出動し、当該計画 の実効性等を検証します。

(3) 部隊運用訓練

新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実動 訓練を行います。現地合同調整所において都道府県大隊、 自衛隊、警察、DMAT等との連携又は情報共有、過去 の災害を踏まえた実践的な訓練を実施します。

また、ドローンや映像伝送装置等の映像を指揮に活用し、 消防庁から無償使用制度により貸与した水陸両用車や重機 等の特殊車両の災害対応能力についても検証します。



令和3年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練 津波複合災害対応訓練(北海道釧路市)



令和3年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練 土石流行方不明者捜索救助訓練(広島県三次市)

(4)後方支援活動訓練

宿営場所においては多くの隊員が共同で食事や休憩等を行うことから、新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症からの汚染・感染予防を考慮するなど、デコンタミネーションを強化し、拠点機能形成車等の消防庁無償使用車両の共同使用、エアーテント等の宿営設定訓練など、都道府県単位での運用を行います。



令和3年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練 後方支援活動訓練(長野県上田市)

6. おわりに

近年は新型コロナウイルスの感染拡大により訓練規模の縮小、または次年度への延期や中止といった方向転換を余儀なくされていたところですが、令和4年度は感染症対策を行いつつ、できるだけ規模は縮小せずに訓練を行う予定です。受援都道府県及び被災地消防本部の受援力強化を図るとともに、近年発生した災害を踏まえた実践的な訓練による災害対応能力の更なる強化を図ってまいります。

また、訓練終了後には検証会を実施するとともに訓練で得られた奏功事例や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化につながるよう取り組んでまいります。

最後に、今年度の緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の開催にあたり、多大な御協力を頂いております開催県、開催市町村及び消防本部、訓練参加消防本部並びに関係機関の皆様へ、心より感謝申し上げます。

問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課 広域応援室 TEL: 03-5253-7569(直通)